大阪市告示第1480号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

施設名	年　月　日	供用時間
大阪市立 鶴見緑地プール 水泳場	令和８年11月３日（火）から 同月８日（日）まで	午前９時から 午後７時まで
	令和８年11月10日（火）から 同月15日（日）まで	
	令和８年11月17日（火）から 同月23日（月）まで	
	令和８年11月25日（水）から 同月29日（日）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）